

20年間期間限定認可保育所について

【事業内容】

土地所有者から土地・建物を借り受け、社会福祉法人等が保育所の運営を行うもので、土地所有者と運営事業者は原則として20年間の賃貸借契約を締結します。下記の2種類の手法により整備しています。

<新築型>

土地所有者が所有する更地に、土地所有者自身が保育所を建設し、保育所運営法人に土地・建物を貸す制度。

<改修型>

保育所運営法人が既存の建物を借りて、運営法人自身が改修工事を行い、保育所として活用する制度。

【補助内容】

<新築型>

▶ 建物の建設費の一部補助

保育所を建設する土地所有者に対して、建物の建設時に3,000万円を上限に補助

▶ 土地・建物の賃借料の一部補助

社会福祉法人等の運営事業者に対して、年間1,100万円を上限に20年間補助

(ただし、土地の固定資産税・都市計画税の3倍以内の金額が500万円未満の場合は、その金額に600万円を加算した額が上限)

<改修型>

▶ 建物の改修費の一部補助

運営事業者に対して、建物の改修時に2,500万円の7/8(2,187万5,000円)を上限に補助

▶ 建物の賃借料の一部補助

運営事業者に対して、年間600万円を上限に20年間補助